

「労働者災害保障保険」のことを「労災」といいます。「勤務中や、勤務内容が原因でケガや病気を発症した」と認定された場合（「労災認定」といいます）の医療費は、「健康保険」ではなく、「労災」から支払われます。

今回のテーマ

〈労災とは？複雑な制度をアバウトに解説！〉

I 「労災」は、企業が加入する保険。

- ① 労働者を雇用している企業はすべて労災に加入しなければならない。
※保険料も全額企業負担。
- ② アルバイトやパート社員も保障の対象者。
- ③ よって「うちの会社、労災やってないから！」は、ブラック企業。

II けがの場合、病院で必ず、「勤務中ですか？」と確認される。

- ① 「勤務中のけが」の場合、医療費の支払いは一時的に保留される。
- ② その後「労災認定」になると、医療費は全額「労災」が支払い。
- ③ 「労災認定」にならなかった場合は「健康保険」扱い。
※ 30%の自己負担。

III 「勤務中のけが」で働けなくなった場合、給料は0円

- ① 「労災認定」されている場合は、給料の60%～80%が企業から支給される。（労働基準法）※ 支給期間には制限がある。
- ② 残りの20%については、企業や互助会等により対応は様々。
※ 互助会：金銭的に困った時に、お互いを支え合うための企業内任意組織。会員は毎月互助会費を納める。
- ③ 「労災認定」にならなかった場合も、企業により対応は様々。
※ 基本的に、0円を覚悟しよう。
- ④ ボーナスは「労災認定」に関わらず、基本的には支給されない。